

# 仕 様 書

## 1 件名

令和6年度林道施策の実施状況の検証及び指標設定に向けた調査委託事業

## 2 事業の履行期間

契約締結の日から令和7年2月28日までとする。

## 3 事業の目的

令和2年に、これまでの路網整備の取組の評価や課題を整理するため、「今後の路網整備のあり方検討会」（以下「検討会」という。）が開催され、森林・林業を取り巻く情勢の変化や豪雨等による災害の激甚化等を踏まえた今後の路網整備の対応方向が取りまとめられた。

検討会の議論も踏まえ、令和3年6月に新たな森林・林業基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、路網整備については、傾斜や作業システムに応じ、林道と森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備を引き続き推進するとともに、災害の激甚化や走行車両の大型化等への対応を踏まえた路網の強靱化・長寿命化を図ることとされた。また、基本計画では、林道等の望ましい延長の目安を25万km程度とした上で、令和17年までに約21万kmを目安に整備するほか、既設林道の改築・改良により質的向上を図ることで、大型車両が安全に通行できる林道の延長を約7,000kmまで増やしていくこととされた。

現行の基本計画が策定されてから3年が経過しようとしている中で、相対的にコストの低い森林作業道の整備が先行し、林道の整備が遅れている状況にあり、災害の激甚化・頻発化や資材費・労務費の上昇等の課題もみられる。このような課題を踏まえた上で、現状に即した路網整備の指標を設定するとともに、これまでの路網延長・路網密度の考え方だけではなく、既設路網の状況、森林の利用形態等も加味した指標の設定も検討する必要がある。

このため、本事業では、基本計画に掲げた施策や指標の実施状況等について調査・検証し、路網整備における課題を整理するとともに、将来の状況も見通しつつ、次期基本計画の策定を見据えた新たな指標について検討する。

## 4 事業の内容

### (1) 文献調査

既往の文献・資料から、以下の①及び②について調査・整理する。

なお、文献等の対象範囲については、林野庁担当者と調整の上で決定するとともに、必要に応じて林野庁所有の資料を貸与するものとする。

① 路網整備水準、指標に関する国内外の研究論文、事例等

- ② 林業機械や作業システムの進展・普及の状況（新技術を活用した架線系の作業システム、車両系機械を用いて直接林内で伐倒や搬出を行う作業システムの開発、実証、普及の状況とこれらの作業システムに対応した路網 等）

## （2）実地調査

都道府県別の路網の整備実績、気象、地質等も鑑みつつ全国の5箇所程度において、都道府県や市町村、林業事業者、コンサルタント・建設会社等に対して、以下の①から④について実地調査を実施する。調査箇所や調査項目等の具体的な内容については、（1）の調査の項目や実施状況も踏まえ、林野庁担当職員と調整した上で決定するものとする。

- ① 対象とする都道府県、市町村ごとの路網整備方針（路網種類・規格の設定や優先順位の考え方を含む）
- ② 路網利用者側の路網整備に対する要望（林道管理者、原木運送業者等）
- ③ 地域の路網整備状況（森林の区分に応じた路網整備の状況、既設林道の質的な向上の状況等）、整備に要したコスト、路網の活用状況、作業システム 等
- ④ 林道改良の実施状況、効果等（土場等の林業作業用施設の設置、排水施設の機能強化の状況等）

## （3）新たな整備指標の検討

（1）及び（2）の調査等を基に、将来の作業システムの進展等も考慮しつつ、森林の利用形態も勘案した質的・量的な整備水準、地域森林計画等に対応した路網整備の進捗状況等を評価できる指標の方向性について検討する。なお、指標の検討に当たっては、関連するデータ取得の方法も勘案し、検討委員会の意見も踏まえつつ、林野庁担当職員と調整した上で行うものとする。

## （4）検討委員会の運営等

事業の実施に当たっては、学識経験者等で構成された検討委員会を設置し、その運営業務（各委員への必要な謝金、旅費、日当等の支払、会場準備、会議資料の作成、日程調整等の庶務）を行うものとする。

検討委員会は3回以上開催し、（1）及び（2）の調査や分析方法等に関する技術的助言や指導を受けるとともに、（3）の取りまとめのための検討を行う。検討委員会の開催時期等については、調査状況、取りまとめ状況等を踏まえ、林野庁担当職員と調整の上決定する。検討委員会の内容として想定される事項は以下のとおりとする。

- （第1回）実地調査項目・方法、事業実施に当たっての留意事項の検討 等
- （第2回）実地調査等の結果報告、路網整備の指標案の方向性の検討
- （第3回）路網整備の指標案の検討

委員は5名以上とし、路網整備等に関する学識経験者、行政関係者等がバランス

良く含まれるよう配慮する。

検討委員会の具体的な運用については、あらかじめ林野庁担当者と協議の上で決定するものとする。なお、検討委員会における審議により、事業内容について変更があり得るものとする。

## 5 成果物

4に掲げる事項について事業報告書に取りまとめ、紙媒体及び電子媒体(DVD-R)を提出する。なお、電子媒体は、ウイルス対策を実施した上で、ウイルス対策に関する情報(ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、チェック年月日)を記載したラベルを貼付し、提出すること。

- (1) 納入場所：林野庁森林整備部整備課企画班(農林水産省別館 7階ドアNo.別721)
- (2) 調査報告書：10部
- (3) (2)の電磁記録媒体(DVD-R)：2部

## 6 その他

- (1) 入札希望者から申し出があれば、森林・林業基本計画(冊子)、全国森林計画(冊子)、森林整備保全事業計画(冊子)、都道府県別の路網の整備実績等を閲覧貸与できるものとする。なお、閲覧貸与期間は、入札書、提案書等の提出期限までとする。
- (2) 事業実施計画書を契約締結後10日以内に提出すること。
- (3) 本業務の目的を達成するため、発注者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受注者はこの指示に従うものとする。なお、受注者は、発注者と本業務の円滑な進捗及び成果物の質の向上を図るため、打合せを初回、中間、完了時以外にも必要に応じて実施する。
- (4) 受注者は、本業務の遂行に当たり知り得た事項について、契約期間に関わらず外部に漏らしてはならない。なお、本業務の遂行を支援した学識経験者の所属する研究機関が本業務の成果を学会発表や学術論文等において公表したい場合は、事前に発注者と協議を行う。
- (5) 本業務の受注者は、成果物等について、納入期日までに発注者に内容の説明を実施して検収を受ける。検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について発注者に説明を行った上で、指定された日時までに再度納入する。
- (6) 本業務における成果物等の著作権者及び二次的著作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)は、受注者が本業務の実施の従前から権利を保有していたなどの明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て発注者に帰属する。

発注者は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任

意に開示できるものとする。

本業務に関する権利（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、発注者から受注者に対価が完済されたとき受注者から発注者に移転するものとする。

納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行う。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物の内容について事前に発注者の承認を得ることとし、発注者は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

受注者は発注者に対し、一切の著作権者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

- (7) 本業務における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受注者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受注者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細等を確認する。
- (8) 受託者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。
- (9) この仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり生じた疑義については、必要に応じ発注者と受注者が協議を行うものとする。
- (10) 本業務の実施に伴い収集した調査データ等については、データの集計等に利用可能なデータ形式（Microsoft Excel、Word、PowerPoint等）により、電子媒体（DVD-R）にて提出する。なお、納入場所及びウイルス対策については、5の成果物の提出と同様とする。
- (11) 受注者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、支出負担行為担当官林野庁長官の承認を得るものとする。

## 7 参考となる情報

- ・森林・林業基本計画及びその関係資料  
：林野庁ホームページ  
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/plan/>
- ・今後の路網整備のあり方検討会資料及び議事概要  
：林野庁ホームページ  
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sagyoudo/kentokai.html>